

鶴岡市農業委員会第 25 回西部農地部会議事録

日時 場所	令和4年12月14日(水) 午後3時00分 鶴岡市藤島庁舎 大会議室
出席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 荻原 優太 3番 坂東 陽水 4番 丸山 成章 5番 阿部 元成 6番 吉住 喜之 7番 大池 典子 9番 土岐 善久 10番 佐藤 康弘
出席 推進委員	1番 須田 進二 3番 齋藤 潤子 4番 齋藤 健一 5番 阿部 隆 6番 田澤 幸弘 7番 榎本 勝 8番 長谷川 浩之 9番 菊地 勝三 10番 野村 仁 11番 佐藤 泰仁 12番 佐藤 克久 13番 本間 誠 14番 五十嵐 一浩 15番 佐藤 宣夫 16番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	8番 石塚 治己委員 2番 原田 政幸推進委員
事務局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 坂田 英勝 調整主任 金内 かな 主事 齋藤 柊士 鶴岡分室調整主任 齋藤 智博 温海分室専門員 内山 晋也
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午後3時00分
議 長	先月県大会に参加されたみなさんご苦労さまでした。 それから10月の総会で決議されました市長への要望について、先月21日に会長はじめ四役と事務局とで市長へ行ってまいりました。伊藤貢推進委員が提案されましたドローンにつきましては、県、国とあわせてこれから研修を行っていききたいということでした。 それから本間誠推進委員が提案されました大豆につきまして『大豆プロジェクト』も前向きにやっっていこうという返事をいただきましたので報告申し上げます。
議 長	本日の欠席届は8番石塚治己委員、2番原田政幸推進委員です。遅参早退はありません。定足数に達しておりますので只今より第25回西部農地部会を開催します。 初めに議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により、議長において指名したいと思っておりますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声)

議 長	異議ないものと認め9番土岐善久委員、1番五十嵐覚委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議ないものと認め、本部会の会期は本日1日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入らせていただきます。 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について 報告第4号 農地法第5条の規定による届出申請について 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説 明) 《報告第3号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明) 《報告第4号 農地法第5条の規定による届出申請について》
議 長	報告事項ではありますが、質問ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	それではないようですのでこれより議事に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	ありがとうございました。では現地調査について担当委員の報告をお願いします。 最初に鶴17からお願いします。
事 務 局	3条の鶴17、18の所有権移転ですが、どちらも現状耕作者が譲渡を受けるという内容でございまして改めて現地を確認するという必要性はないものと判断しております。この受人の方々のこれまでの状況を考えますと特段問題はないと理解しております。3条の鶴19、20、21の使用貸借は同一世帯内の貸借でございますので、こちらについては担当地区の委員の方々が確認することになってございます。
議 長	ありがとうございました。それでは鶴19について現地調査の報告をお願いします。
9番委員	鶴19について、家族経営で今年も作付けしてあったので何も問題ないと判断いたします。
議 長	ありがとうございました。それでは鶴20について12番佐藤克久推進委員。
12番推進委員	鶴20について、■■さんはしっかり農業をやっていますし、長男が中国に転勤になったということで長男が耕作できないため、そのお嫁さんの方に貸借権が移ったということで問題はないと思います。鶴21の■■さんですが息子さんに貸借権設定ということで、ここも息子さんがしっかり農業をやっていますし問題ないと思います。
議 長	ありがとうございました。審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	どなたかいらっしゃいませんか。いないようですので質疑を終結し採決を行います。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)

議 長	<p>ありがとうございました。全員賛成により議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については原案通り決しました。</p> <p>続きまして議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	(説 明)《議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》
議 長	<p>ありがとうございました。それでは現地調査について担当委員の報告をお願いします。</p>
6 番 委員	<p>去る 12 月 7 日推進委員の野村さんと鶴岡分室の齋藤さんと 3 名で現地確認を行っております。鶴 17 藤沢の案件ですが、切り出した木材の置場として利用するものがありまして、受人が所有する林地と隣接しているために立地条件も他に替えがたく、またその周辺が山林なので周辺農地への営農への支障もないということで許可相当と判断してまいりました。</p> <p>次に鶴 18 馬町の案件ですが農家の分家住宅を新築するものであります。県道酒田鶴岡線沿いで周辺は住宅地でありますので、こちらも許可相当と判断してまいりました。</p> <p>次に鶴 19 荒井京田の案件につきましては、受人が使用している資材置場の隣接地であります。敷地を拡張して一体的に利用するものでありますので許可相当と判断してまいりました。</p> <p>最後に鶴 20 馬町の案件ですが、こちらは 8 月の部会で上程して承認を得たものの開発許可不調で取下げした案件であります。東側を分筆して開発規模を縮小して再申請するものであります。この経緯それから周辺の環境など考えまして許可相当と判断してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。</p>
	(発言者なし)
議 長	<p>それでは質疑を終結し採決を行います。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
議 長	<p>ありがとうございました。全員賛成により議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については原案通り決しました。</p> <p>続きまして議案第 3 号 農用地利用集積計画(案)の決定について事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	(説 明)《議案第 3 号 農用地利用集積計画(案)の決定について》
議 長	<p>ありがとうございました。なお、この農用地利用集積計画(案)につきましては 12 月 8 日に行われました農用地利用調整会議において確認されております。</p> <p>それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。どなたかございませんか。</p>
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので質疑を終結し採決を求めます。</p> <p>議案第 3 号 農用地利用集積計画(案)の決定につきまして賛成委員の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
議 長	<p>はいありがとうございました。全員賛成により議案第 3 号 農用地利用集積計画(案)の決定については原案通り決しました。</p> <p>以上で本日の審議は全て終了しました。これを持ちまして第 25 回西部部会を閉会いたします。</p>

次回は1月17日(火)午前9時30分より鶴岡市役所本庁舎の別棟2号館21.22.23号室で行いますのでよろしくお願いします。鶴岡地域の現地調査は1月11日(水)7番大池典子委員、11番佐藤泰仁推進委員です。

閉 会 午後3時39分

議 長 _____ 佐藤 康弘 _____

議 事 録

署名委員 _____ 土岐 善久 _____

議 事 録

署名委員 _____ 五十嵐 覚 _____